

令和5年度 物価高騰対応重点支援給付金の こども加算（5万円／児童1人）について

1 給付対象世帯

令和5年度の「**住民税均等割非課税**」または
「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

※基準日（令和5年12月1日）に高島市に住民登録があることが必要です。
※住民税課税者に扶養されている方のみで構成される世帯は対象外です。

2 給付額

給付額：児童1人あたり5万円（児童1人につき1回限り）

こども加算：基準日に平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯が対象となり、
原則世帯主に給付されます。

[例外的に**対象となる**児童]・基準日の翌日以降に生まれた新生児（申請が必要）
・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要）
[例外的に**対象とならない**児童]・施設入所児童は住民票の有無に関わらず対象外

※同一児童が、既に高島市または他自治体で同様の給付金を受けた場合は、対象外です。

3 給付のための手続き

▶申請書および必要書類を添付して、高島市役所 社会福祉課まで
ご提出ください。

4 申請期限

申請期限：令和6年6月10日（月）【必着】

お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課
重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535
[住所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地
[受付時間] 平日8:30~17:15